

# 第 8 章

## 開 発 登 録 簿

〔法第46条、第47条〕



## 第8章 開発登録簿

法第46条、第47条  
規則第35条、第36条、第37条、第38条  
細則第27条の2、第28条、第29条、第30条、  
第31条、第32条、第33条、第34条

### (開発登録簿)

**第46条** 都道府県知事は、開発登録簿（以下「登録簿」という。）を調製し、保管しなければならない。

**第47条** 都道府県知事は、開発許可をしたときは、当該許可に係る土地について、次に掲げる事項を登録簿に登録しなければならない。

- 一 開発許可の年月日
- 二 予定建築物等（用途地域等の区域内の建築物及び第一種特定工作物を除く。）の用途
- 三 公共施設の種類、位置及び区域
- 四 前3号に掲げるもののほか、開発許可の内容
- 五 第41条第1項の規定による制限の内容
- 六 前各号に定めるもののほか、国土交通省令で定める事項

2 都道府県知事は、第36条の規定による完了検査を行なった場合において、当該工事が当該開発許可の内容に適合すると認めるときは、登録簿にその旨を附記しなければならない。

3 第41条第2項ただし書若しくは第42条第1項ただし書の規定による許可があつたとき、又は同条第2項の協議が成立したときも、前項と同様とする。

4 都道府県知事は、第81条第1項の規定による処分により第1項各号に掲げる事項について変動を生じたときは、登録簿に必要な修正を加えなければならない。

5 都道府県知事は、登録簿を常に公衆の閲覧に供するように保管し、かつ、請求があつたときは、その写しを交付しなければならない。

6 登録簿の調製、閲覧その他登録簿に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

### 省令

#### (開発登録等の記載事項)

**第35条** 法第47条第1項第6号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 法第33条第1項第8号ただし書に該当するときは、その旨
- 二 法第45条の規定により開発許可に基づく地位を承継した者の住所及び氏名

#### (開発登録簿の調製)

**第36条** 開発登録簿（以下「登録簿」という。）は、調書及び図面をもつて組成する。

2 図面は、第16条第4項により定めた土地利用計画図とする。

#### (登録簿の閉鎖)

**第37条** 都道府県知事は、法第38条の規定による開発行為の廃止の届出があつた場合は、遅滞なく、登録簿を閉鎖しなければならない。

#### (登録簿の閲覧)

**第38条** 都道府県知事は、登録簿を公衆の閲覧に供するため、開発登録簿閲覧所（以下この条において「閲覧所」という。）を設けなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定により閲覧所を設けたときは、当該閲覧所の閲覧規則を定めるとともに、当該閲覧所の場所及び閲覧規則を告示しなければならない。

### 細則

(開発登録簿の調書の様式)

第27条の2 省令第36条第1項の開発登録簿の調書は、別記様式第18によるものとする。

(開発登録簿閲覧所の場所)

第28条 開発登録簿閲覧所（以下「閲覧所」という。）は、宮崎県県土整備部建築住宅課並びに都城土木事務所、高岡土木事務所及び日向土木事務所内に設ける。

(閲覧時間等)

第29条 開発登録簿（以下「登録簿」という。）の閲覧時間は、宮崎県の休日を定める条例（平成元年宮崎県条例第22号）第2条第1項に規定する県の休日を除き、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、登録簿の整理その他必要があるときには、臨時に登録簿を閲覧に供さない日を定め、又は閲覧時間の変更をすることができる。

(閲覧手続き)

第30条 登録簿を閲覧しようとする者は、別記様式第19による申請書を知事に提出しなければならない。

(持出しの禁止)

第31条 登録簿は、閲覧所の外へ持ち出してはならない。

(閲覧の停止又は禁止)

第32条 知事は、次の各号の一に該当する者に対して、登録簿の閲覧を停止し、又は禁止することがある。

- (1) 前3条の規定に違反した者又は係員の指示に従わない者
- (2) 登録簿を汚損し、若しくは破損した者又はそのおそれがあると認められる者
- (3) 登録簿の閲覧に際して、他人に迷惑を及ぼした者又はそのおそれがあると認められる者

(閲覧後の義務)

第33条 閲覧を終わった者は、閲覧した登録簿の検査を受けなければならない。

(登録簿の写しの交付の請求)

第34条 法第47条第5項の規定による登録簿の写しの交付の請求は、別記様式第20による請求書を提出してしなければならない。

## 1 開発登録簿の目的

開発許可制度では、開発行為（法第29条）を規制するとともに、それに関連する建築行為等（法第37条、第41条、第42条）、用途変更（法第42条）を規制することになっており、このため開発登録簿を備えることによって次の目的を達しようとするものである。

- (1) 一般の第三者に対して、制限の内容を知らしめ、違反行為の防止を図るため。
- (2) 一般の第三者が土地の取得に際し、不測の損害を被ることのないようにその保護を図るため。
- (3) 建築基準法の確認に際して、制限の内容に違反して建築等がなされる建築物等を特定行政庁が把握できるよう、その制限の内容を常時容易かつ正確に知り得るようになるため。

## 2 登録の内容

開発登録簿は調書及び規則第16条第4項の土地利用計画図からなり、次の内容を登録する。

- (1) 開発年月日
- (2) 予定建築物等の用途、敷地の規模
- (3) 公共施設の種類、位置及び区域
- (4) その他開発許可の内容（許可の条件等）

- (5) 法第41条の制限の内容
- (6) 法第42条の許可・協議の内容
- (7) 地位の承継者：承認を受けた者の住所、氏名
- (8) 土地の表示
- (9) 検査の状況、完了年月日
- (10) 法第81条の監督処分の内容

### 3 登録簿の調製

開発登録簿は、開発許可をした時に作成し、以後、登録内容に追加又は変更を生じた都度調整し、常にその時点で最新の内容を正確に保存し、閲覧に供しなければならない。

また、法第34条の2第1項の規定に基づき、国の機関又は都道府県等と都道府県知事との協議が成立した場合も、同様に開発登録簿を調整しなければならない。

調製を要する時期として次のような時点が考えられる。

- (1) 開発許可をしたとき（作成）
- (2) 変更許可をしたとき
- (3) 監督処分をしたとき（処分に基づき登録内容に変更を生じた場合、変更のない場合も処分の経過を登録する。）
- (4) 許可を受けた者の変更があったとき
- (5) 法第37条、第41条、第42条の許可を与えたとき
- (6) 工事完了のとき
- (7) 廃止届のあったとき（閉鎖）

### 4 開発登録簿閲覧所

開発登録簿を公衆の閲覧に供するため、宮崎県県土整備部建築住宅課並びに都城土木事務所、高岡土木事務所及び日向土木事務所内に開発登録簿閲覧所を設け、登録簿の閲覧及び写しの交付事務を行う。

